

町民の皆様へ

政府は、5月31日を期限に全国に発令していた新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言について、都道府県ごとの状況を踏まえ長野県を含む39県に対する宣言を5月14日に解除しました。これにより、外出自粛等の制限が一部緩和されることになりましたが、感染のリスクが無くなったわけではありません。

長野県でも、特定警戒都道府県となる北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県との往来や移動の自粛、感染リスクが高いとされる一部店舗への休業の要請などについては継続する一方、外出の自粛要請等は緩和することとしましたが、感染拡大防止のためなるべく身近な地域に留まることを基本に、その他の感染防止対策も引き続き行うよう呼び掛けています。

町民の皆様にも、特定警戒都道府県との移動・往来は自粛いただくとともに、日常生活の中で人との距離をとることやマスクの着用、手洗い、換気といった基本的な予防対策に加え、人との接触機会をなるべく減らし、特に密閉・密集・密接の三つの密を避けることなどを徹底していただくようお願いいたします。

なお、町の各施設については、適切な感染防止対策を講じていただくことを条件に、一部の施設を除き5月16日から貸出や利用を再開しますが、当面、大規模なイベントや感染のリスクが高いと判断される場合は貸出等をお断りする場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスは常に感染の可能性があります。皆様には当面の間、気を緩めることなく感染防止の取組みにご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年5月15日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘